



四

一八六八

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

終戦連絡地方事務局連絡官高岡禎一郎
外二名叙位、件

昭和三十年十月廿五日
裁可
十一月一日達
官報
報告
済

宮内省

裏面白紙

161



終戦連絡地方事務局連絡官高岡

禎一郎外二名叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十年十月二十五日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

内閣

裏面白紙

人外位 第七八號

案起

昭和三十年十月

日

裁可 昭和三十年十月廿五日

施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣 臣

内閣書記官長

内閣書記



終戦連絡地方事務局連絡官高岡
禎一郎外二名叙位ノ件

内閣

163

ノ外位第七八

紋從四位
正七月五日
昭和十六年
以三年
上
昭和二十年
終戰連絡地方
事務局長
高岡禎一郎

右文武官紋位進階内則第三條ニ依リ
謹テ奏ス

昭和二十年十月九日

外務大臣 吉田



外務省

裏面白紙

154

内務省 八六

敍從四位 正昭和十七年十月十五日 位三經以上 過昭和二十年九月二十七日 敍高等官一等 内務省管理局長 正五位 大島弘夫

右文武官敍位進階内則第二條ニ依リ謹テ 奏ス

昭和二十年十月十九日

内務大臣 堀切善次郎



内務省

シテ

海運局長 正五位 原 久一郎

右文武官 叙位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奉ス

昭和二十年十月十五日

運輸大臣 田中 武雄



運輸通信省

裏面白紙

166

秘

人勅秘第三〇五號

昭和二十年十月九日

外務大臣 吉田

内閣總理大臣 男爵幣原 喜重郎 殿

件 終戰連絡地方事務局連絡官高岡禎一郎 敍位ノ

終戰連絡地方事務局連絡官正五位高岡禎一郎 敍位ノ件別紙ノ通上
奏致候間可然御取計相成度此段申進候也

主任



167

めくれず

裏面白紙

外務省

裏面白紙

内務大臣 官房 甲第 四〇二一 號

別紙 大 島 弘 夫 紋 位 ノ 件

上奏書進達ス

昭和二十年 十月十九日

内務大臣 堀 切 善次郎



内閣總理大臣 男爵 幣 原 喜重郎 殿

内務省



裏面白紙

檢憑第一八二三號

海運局長正五位原久一郎 敍位ノ件
別紙上奏書及進達候也

昭和二十年十月十五日

運輸大臣 田中 武雄

内閣總理大臣 男爵幣原 喜重郎 殿



運輸通信

20.10.15

169



丙 發第一〇八八號

一從四位 高岡 複一郎 外三名

右の者の位記を送りますから本人に交付せられたい

昭和二十三年五月二十四日

宮内府長官 松平慶民

外務大臣 吉田茂殿

昭和二十年十一月一日付定期叙位

宮内省

めくれず

裏面白紙

二號算紙

170



丙 發第一〇八九號

一 從四位 大島 弘夫 外六十四名

右の者の位記を送りますから本人に交付せられたい

昭和二十三年 五月二十四日

宮内府長官 松平慶民

内務大臣 植原悦二郎 殿

昭和二十年十一月一日付定期叙位

官 内 省

めくれず

裏面白紙



丙 發第一〇九號

一 從四位 原九一郎 外五十九

右の者の位記を送りますから本人に交付せられたい

昭和二十二年 五月三十四日

宮内府長官 松平慶民

運輸大臣 増田 甲子七 殿

昭和二十年十一月一日付定期叙位

官 内 省

めくれず

裏面白紙

二號昇紙

17